

柴田町告示第83号

柴田町児童館等民営化推進本部設置要綱を次のように定める。

令和8年7月30日

柴田町長 石 森 靖 明



柴田町児童館等民営化推進本部設置要綱

(設置)

第1条 柴田町児童館及び柴田町放課後児童クラブ（以下「児童館等」という。）の民営化に関する基本的な方針を検討するため、柴田町児童館等民営化推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 児童館等の民営化の目的及び効果等に関する事項
- (2) 児童館等の運営の在り方に関する事項
- (3) 児童館等の施設の整備等に関する事項
- (4) その他児童館等の民営化の実現に関し必要な事項

(組織)

第3条 本部は柴田町庁議規程（昭和46年柴田町規程第9号）第2条第1項に規定する者をもって組織する。

2 本部長は、町長をもって充てる。

3 副本部長は、副町長をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部の会議に関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 本部に関する庶務は、子ども家庭課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和８年７月３０日から施行する。